

(案)

他人の吸う「たばこの煙」へのご意見をお聞かせください

～平成 27 年度 受動喫煙に関する神奈川県県民意識調査～

ご協力
ください



※この調査は神奈川県に在住の方を対象にした調査です。

転居等により、調査時点（平成 27 年〇月〇日）で神奈川県外にお住まいになられた方はお手数をおかけしますが、この調査票を破棄してください。



- 1 この調査は封筒のあて名のご本人にお願いするものです。ご本人がご回答ください。
- 2 選択式の質問には、調査票の該当する番号に〇をつけて、ご回答ください。
- 3 番号につける〇の数は設問ごとに指定しています。その範囲内でご回答ください。
- 4 筆記用具の種類・色は問いません。
- 5 ご記入いただきました調査票は、同封の返信用封筒（切手は不要です）で〇月〇日（ ）までにご投函ください。
- 6 ご不明な点などございましたら、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

神奈川県 保健福祉局 保健医療部 がん対策課 たばこ対策グループ

〒231-8588 横浜市中区日本大通1

電話 (045) 210-5025

ファクシミリ (045) 210-8874

平成 27 年度 県民意識調査

○「問」の横に付いているマークについてお知らせします。



⇒ 「キンタロウ」が付いている「問い」は「回答者全員」にお聞きする「問い」です。



⇒ 「かにゃお」が付いている「問い」は「条件にあう回答者」にお聞きする「問い」です。

調査にお答えいただく前にあなたご自身（平成 27 年 月 日現在）についてうかがいます。

次の設問（F 1～F 4 または F 5）は、いただきました回答を統計的に分析・集計するために使用するものです。個人を特定するためのものではありません。必ずご記入ください。



F 1 あなたのお住まいの市町村を○で囲んでください。

- | | | | | | |
|---------|---------|---------|---------|--------|--------|
| 1 横浜市 | 2 川崎市 | 3 相模原市 | | | |
| 4 横須賀市 | 5 鎌倉市 | 6 逗子市 | 7 三浦市 | 8 葉山町 | |
| 9 厚木市 | 10 大和市 | 11 海老名市 | 12 座間市 | 13 綾瀬市 | |
| 14 愛川町 | 15 清川村 | | | | |
| 16 藤沢市 | 17 茅ヶ崎市 | 18 寒川町 | | | |
| 19 平塚市 | 20 秦野市 | 21 伊勢原市 | 22 大磯町 | 23 二宮町 | |
| 24 南足柄市 | 25 中井町 | 26 大井町 | 27 松田町 | 28 山北町 | 29 開成町 |
| 30 小田原市 | 31 箱根町 | 32 真鶴町 | 33 湯河原町 | | |



F 2 あなたの性別を○で囲んでください。

- 1 男性 2 女性



F 3 あなたの年齢を○で囲んでください。

- 1 20～29 歳 2 30～39 歳 3 40～49 歳
4 50～59 歳 5 60～69 歳 6 70 歳以上



F 4 あなたはたばこを吸いますか。次の中から 1 つ選んでください。

- 1 吸わない
- 2 毎日吸っている
- 3 時々吸う日がある
- 4 以前は吸っていたが 1 か月以上吸っていない

⇒ 《F 4 で「2 毎日吸っている」「3 時々吸う日がある」を選んだ方がお答えください。》



F 5 あなたはたばこを吸うときに気をつけていることはありますか。次の中からあてはまるものをすべて選んでください。（○はいくつでも）

- 1 公共的な場所（不特定または多数の者が利用する場所）では吸わない
- 2 指定されている喫煙場所以外では吸わない
- 3 禁煙の飲食店などでは吸わない
- 4 混雑している場合は吸わない
- 5 子どもや妊産婦、病人がそばにいる場合は吸わない
- 6 周りに食事中の人がいる場合は吸わない
- 7 周りの人の了解を得てから吸う
- 8 その他（具体的に： _____）
- 9 気をつけていることはない

☆問 1～問 11 はあなたの「受動喫煙」に対するお考えについてお聞きします。

◎「受動喫煙」とは…

たばこの煙が拡散しない室内やこれに準ずる環境において、「自分の意思に反して」、他人のたばこの煙を吸わされることをいいます。



問 1 あなたは「受動喫煙」という言葉をご存じでしたか。
次の中から 1 つ選んでください。(○は 1 つ)

- 1 言葉も意味も知っている
- 2 言葉は知っている
- 3 知らなかった(今回の調査で初めて知った)



問 2 あなたは受動喫煙の健康への影響について、どのように思いますか。
次の中から 1 つ選んでください。(○は 1 つ)

- 1 健康への影響がある
- 2 健康への影響はない【⇒問 4 にお進みください。】
- 3 わからない【⇒問 4 にお進みください。】

⇒《問 3 は、問 2 で「1 健康への影響がある」を選んだ方がお答えください。》



問 3 あなたは受動喫煙によりどのような健康への影響があると思いますか。
次のア～エについて、それぞれ 1 つずつ選んでください。(1 つの項目に○は 1 つ)

ア	肺がんや心臓病などの生活習慣病の危険性を高める	1 そう思う	2 そう思わない	3 わからない
イ	子どもの肺炎、気管支喘息や中耳炎の危険性を高める	1 そう思う	2 そう思わない	3 わからない
ウ	乳幼児突然死症候群の危険性を高める	1 そう思う	2 そう思わない	3 わからない
エ	妊婦の早産や低体重児出生の危険性を高める	1 そう思う	2 そう思わない	3 わからない

⇒《問 4 は、全員の方がお答えください。》



問 4 あなたは「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」(以下「受動喫煙防止条例」といいます)についてご存じですか。次の中から 1 つ選んでください。(○は 1 つ)

- 1 内容を知っている
- 2 条例があることは知っている【⇒問 6 にお進みください。】
- 3 知らなかった(今回の調査で初めて知った)【⇒問 7 にお進みください。】

平成 27 年度 県民意識調査

⇒《問5は、問4で「1 内容を知っている」を選んだ方がお答えください。》



問5 次の受動喫煙防止条例の内容について、知っているものをすべて選んでください。
(○はいくつでも)

- 1 不特定または多数の者が利用する室内またはこれに準ずる環境での受動喫煙を防止するものである
- 2 学校や病院、官公庁施設は禁煙である
- 3 飲食店やホテル、娯楽施設は禁煙または分煙である
- 4 小規模な飲食店や小規模な宿泊施設、パチンコ店やマージャン店は条例の規制が努力義務である
- 5 施設の入口に禁煙または分煙の表示をしなければならない
- 6 保護者がいっしょでも、喫煙所や喫煙席（区域）に未成年者を立ち入らせてはならない
- 7 喫煙が禁止されている場所で喫煙した場合、罰則（過料）が科される場合がある
- 8 施設管理者が条例で定められている義務を果たさない場合、罰則（過料）が科される場合がある

⇒《問6は、問4で「1 内容を知っている」又は「2 条例があることは知っている」を選んだ方がお答えください。》



問6 あなたは受動喫煙防止条例を何で知りましたか。次の中からあてはまるものをすべて選んでください。(○はいくつでも)

- | | | |
|------------------|-------------|--------------------|
| 1 県のたより | 2 市町村の広報紙 | 3 新聞報道 |
| 4 テレビ・ラジオ番組 | 5 タウン紙 | 6 雑誌 |
| 7 イベント・街頭キャンペーン | 8 条例の説明会 | 9 県のチラシ・リーフレット |
| 10 ポスター | 11 ホームページ | 12 家族・友人からの情報 |
| 13 学校・職場・団体からの情報 | 14 禁煙や分煙の表示 | 15 その他
(具体的に：) |



⇒ このマークの付いている「問い」は「回答者全員」にお聞きする「問い」です。

(かながわキンタロウ)



⇒ このマークの付いている「問い」は「条件にあう回答者」にお聞きする「問い」です。

(かにゃお)

平成 27 年度 県民意識調査

⇒《問 7～問 9 は、**全員の方**がお答えください。》



問 7 あなたはこの**半年間**に神奈川県内の次の施設(屋外を除く)で受動喫煙にあいましたか。
次の「施設」ごとに1つずつ選んでください。(1つの「施設」に○は1つ)

※ 受動喫煙防止条例では、第1種施設は禁煙に、第2種施設は禁煙または分煙を選択することとしており(ただし、どの施設も喫煙所の設置は可能)、罰則の対象となります。
また、小規模な飲食店(調理場を除き100㎡以下)、小規模な宿泊施設(700㎡以下)などの特例第2種施設については禁煙または分煙にするなどの条例の規定に準ずる措置を講じるよう努めることとされており、罰則の対象から外れています。

施 設		よくあった	時々あった	あわなかった	行かなかった
第1種施設	ア 学校(幼稚園、小中高校、大学など)	1	2	3	4
	イ 病院、診療所または助産所、薬局、あん摩マッサージ指圧、はりきゅう、整骨院	1	2	3	4
	ウ 劇場、映画館、演芸場	1	2	3	4
	エ 観覧場(スポーツや見世物を見るための施設)	1	2	3	4
	オ 集会場、公会堂、火葬場、納骨堂、宗教関係施設	1	2	3	4
	カ 展示場	1	2	3	4
	キ 体育館、ボウリング場などの屋内運動施設	1	2	3	4
	ク 公衆浴場(銭湯、サウナなど)	1	2	3	4
	ケ 百貨店、スーパーマーケットその他の物品販売店	1	2	3	4
	コ 銀行、保険会社などの金融機関	1	2	3	4
	サ 郵便、電気通信、水道、電気、ガス事業等	1	2	3	4
	シ 駅舎内、屋内に設けられたバスターミナル、旅客船ターミナル、鉄道車両、バス、旅客船、タクシー車両	1	2	3	4
	ス 図書館、博物館、美術館	1	2	3	4
	セ 動物園、植物園、遊園地	1	2	3	4
ソ 老人ホーム、保育所などの社会福祉施設	1	2	3	4	
タ 官公庁施設	1	2	3	4	
第2種施設	チ 食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店(調理場を除く面積が100㎡以下の小規模な施設を除く)	1	2	3	4
	ツ ホテル、旅館などの宿泊施設(700㎡以下の小規模な施設を除く)(客室は除く)	1	2	3	4
	テ ゲームセンター、カラオケボックス及び類似施設	1	2	3	4
特例第2種施設	ト 食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店のうち、調理場を除く面積が100㎡以下の小規模な施設	1	2	3	4
	ナ キャバレー、ナイトクラブ及び類似施設	1	2	3	4
	ニ ホテル、旅館などの宿泊施設のうち、700㎡以下の小規模な施設(客室を除く)	1	2	3	4
	ヌ マージャン店、パチンコ店及び類似施設	1	2	3	4
ネ アからヌに該当しないサービス施設(理美容院、クリーニング店など)	1	2	3	4	

※「ネ」に該当する施設(理美容院やクリーニング店など)は「第2種施設」になります。

平成 27 年度 県民意識調査



問 8 平成 22 年 4 月に受動喫煙防止条例がスタートしてから、県内における受動喫煙防止対策の状況について、あなたはどのように感じていますか。
次のア～キについて、それぞれ 1 つずつ選んでください。（1 つの項目に○は 1 つ）

ア 屋内禁煙や屋内分煙のお店などの数	1 増えた	2 減った	3 変わらない	4 わからない
イ 禁煙や分煙の表示を見かける回数	1 増えた	2 減った	3 変わらない	4 わからない
ウ 屋内禁煙や屋内分煙のお店などを利用する回数	1 増えた	2 減った	3 変わらない	4 わからない
エ 家族や子ども連れでお店などを利用すること	1 しやすくなった	2 しにくくなった	3 変わらない	4 わからない
オ 屋内の指定された喫煙場所の数	1 増えた	2 減った	3 変わらない	4 わからない
カ 屋内の指定された喫煙場所で喫煙する人の数	1 増えた	2 減った	3 変わらない	4 わからない
キ 屋外で喫煙する人の数	1 増えた	2 減った	3 変わらない	4 わからない



問 9 あなたは今後の受動喫煙防止対策について、県にどのようなことを期待しますか。
次の中から 3 つまで選んでください。（○は 3 つまで）

- 1 受動喫煙による健康への悪影響についての普及啓発
- 2 喫煙者へのマナー向上のための普及啓発
- 3 たばこをやめたい人への卒煙（禁煙）サポート
- 4 未成年者への喫煙防止教育
- 5 受動喫煙防止対策を行う施設の管理者への経済的・技術的な支援
- 6 受動喫煙防止に関する規制の強化【⇒問10もお答えください。】
- 7 受動喫煙防止条例の着実な運用
- 8 受動喫煙防止に関する規制の緩和や規制によらない自主的な取組みの促進
【⇒問11もお答えください。】
- 9 その他（具体的に）

⇒《問10は、問9で「6 受動喫煙防止に関する規制の強化」を選んだ方がお答えください。》



問 10 あなたは受動喫煙防止条例の規制について、どのように強化すべきだと思いますか。
あてはまるものをすべて選んでください。（○はいくつでも）

- 1 飲食店やホテル、娯楽施設などの第2種施設も禁煙にすべき
- 2 小規模な飲食店などの特例第2種施設（※）にも条例の規制を義務付けるべき
- 3 禁煙や分煙などの表示を全ての施設に義務付けるべき
- 4 罰則を厳しくすべき
- 5 職場も対象にすべき
- 6 屋外も対象にすべき
- 7 その他（具体的に）

（※）特例第2種施設については、禁煙または分煙にするなどの条例の規定に準ずる措置を講じるよう努めることとされており、罰則の対象から外れています。

平成 27 年度 県民意識調査

⇒ 《問 11 は、問 9 で「8 受動喫煙防止に関する規制の緩和や規制によらない自主的な取組みの促進」を選んだ方がお答えください。》



問 11 あなたは受動喫煙防止条例の規制について、どのように緩和すべきだと思いますか。あてはまるものをすべて選んでください。(〇はいくつでも)

- 1 学校や病院、官公庁施設などの第 1 種施設も分煙を選択できるようにすべき
- 2 飲食店・ホテル、娯楽施設などの第 2 種施設も条例の規制を努力義務とすべき
- 3 小規模な飲食店などの特例第 2 種施設(※)は条例の規制の対象から外すべき
- 4 禁煙や分煙などの表示は施設の判断に任せるべき
- 5 罰則を弱める、または無くすべき
- 6 受動喫煙防止条例を無くすべき
- 7 その他(具体的に: _____)

☆受動喫煙防止条例など受動喫煙防止対策について、ご意見・ご提案がございましたら、ご自由にお書きください。

【参考】

⇒ 《たばこを現在吸っている方に、参考までに現在の喫煙に対するお考えをお聞きします。》



ご自身の喫煙に対する今の気持ちを次の中から 1 つ選んでください。(〇は 1 つ)

- 1 たばこをやめたい
- 2 たばこの本数を減らしたい
- 3 今のところ、たばこをやめたり、本数を減らすつもりはない
- 4 その他(具体的に: _____)

ご協力ありがとうございました。

同封の返信用封筒で、 月 日 () までにご投函ください。(切手は不要です)



⇒ このマークの付いている「問い」は「回答者全員」にお聞きする「問い」です。

(かながわキンタロウ)



⇒ このマークの付いている「問い」は「条件にあう回答者」にお聞きする「問い」です。

(かにやお)

神奈川県キャラクター 紹介



かながわキンタロウ

誕生日：3月19日（神奈川県誕生の日）
性別：男の子
年齢：ひみつ♪
性格：ポジティブ、優しくて、力もち！努力家
趣味：相撲、川遊び
好物：お茶、カレーパン、あめ、らーめん（家系）
特技：くまに乗ること、ダンス、バーベル上げ
悩み：あたまがおっきくて、ときどき転んじゃうこと
夢：かながわの各地の海で泳いだり、潜ったりすること、
神奈川県知事になること（なんてね）
夏も冬も、寝るときも…腹掛け一枚！（…毎日替えてるよ！）



かにやお

・生まれ	神奈川県
・誕生日	11月25日（いいにゃんこ）
・性別	魚食系男子
・年齢	いいお年頃
・性格	気は優しくて力持ち（自己評価） ふてぶてしい。落ち着きがない（と人は言う）
・趣味	まち歩き
・座右の銘	全方位外交
・とくいわざ	太鼓判フルスイング
・お仕事	いいにゃクリエイター
・口ぐせ	「にゃにゃにゃにゃ～」（熱くなったとき） 「いいにゃ！」（いいことを見つけたとき）
・体型	（実寸）高さ180cm×幅110cm×奥行105cm
・体重	重くもなく、軽くもなく。